

第五種共同漁業權

遊 漁 規 則

上林漁業協同組合

上林漁業協同組合京内共第 10 号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、上林漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第 10 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ及びます類をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは、組合が別に定める様式による。
なお、あゆ年券に限り遊漁申込書に組合の規定する顔写真 1 枚を添付して申請しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は、第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項及び第 3 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁業の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間内で行われなければならない。

- 4 第1項から第3項の公表は、組合の掲示板及び第6条に規定する遊漁料の納付場所に掲示し、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。

(禁止区域)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄の期間は遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
綾部市関西電力株式会社山家発電所えん堤の上流端から上流へ180mの区域	1月1日から12月31日まで

(体長制限)

- 第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
こい	15 cm
ふな	6 cm
うなぎ	30 cm
あまご	12 cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

- 第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の額の20パーセント以内、1,000円以下の額については50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
あゆ	竿釣、素がけ、まき網、投網、水眼鏡又は水視眼鏡を使用して行う漁法	年券	12,000円
		日券	3,500円
こい ふな		年券	2,000円
うなぎ はえ		日券	500円
ます類 (あまご)	竿釣	年券	6,000円
		日券	2,000円

- 2 遊漁料の納付は、組合事務所又は、組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所においては漁業監視員に納付することができる。
- 3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、イ欄のとおりとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ	竿釣 素がけ まき網 投網	1人1竿 網漁具 の規模 1人1統 網目 3cm以上 全長 25m以下 高さ 1.5m以下	全区域 ただし 濃密放流区 釣専用区 を除く	5月26日から9月30日までの 期間及び11月1日から12月31 日までの期間内で組合が定めて 公表する期間
こい				1月1日から4月30日まで、 6月1日から12月31日まで
ふな				1月1日から4月19日まで、 5月21日から12月31日まで
うなぎ はえ				1月1日から12月31日まで
ます類 (あまご)	竿釣			3月1日から9月30日まで
あゆ こい ふな はえ うなぎ	水眼鏡又は水 視眼鏡を使用 して行う漁法			7月25日から9月15日までの 期間内で組合が定めて公表する 期間

2 濃密放流区

ア 魚種	イ 漁具 漁法	ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間
ます類 (あまご)	竿釣	1人1竿	綾部市故屋岡町八代井堰から上流全域 綾部市故屋岡町小中上林川古和木合流 点から上流綾部市光野橋まで	3月1日から 9月30日ま で

3 友釣専用区

ア 魚種	イ 漁具 漁法	ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ	友釣	1人1竿	綾部市佃町上佃橋から 上流野林井堰まで 綾部市故屋岡町八代井堰から 上流早稲谷口えん堤まで 綾部市十倉志茂町十倉志茂橋 から上流十倉井堰まで	5月26日から 9月30日までの期間 内及び11月1日から 12月31日までの期間 内で組合が定めて公 表する期間

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
肢体不自由者（1級から5級まで）	第1項に規定する額の2分の1
中学生	
小学生	中学生に係る額の2分の1の額、ただし、雑魚については無料
学齢に達しない幼児	無料

- 4 あゆの日券については、釣、網解禁後10日間は発行しないものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

- 第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証を交付するものとする。ただし、あゆ年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、仮遊漁承認証を発行することができるものとする。
- 2 遊漁者は、前項により交付を受けた仮遊漁承認証を組合の規定に基づき有効期間内に遊漁承認証と引き替えなければならない。
- 3 組合は、漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。
- 4 遊漁承認証又は仮遊漁承認証は、遊漁承認証に示す本人に限り有効であり、遊漁者が他人に貸与又は譲渡及び他人から借用又は譲受けしてはならない。
- 5 遊漁承認証は、再交付しない。ただし、特に組合が認めた場合は、この限りでない。
- 6 組合は、漁場管理又は漁業権魚種の保護育成に積極的に協力するものであって、あらかじめ理事会において承認した範囲内で招待券を発行することができる。

（遊漁に際して守るべき事項）

- 第8条 遊漁者は、遊漁するときは必ず遊漁承認証又は仮遊漁承認証を携帯し、漁場監視委員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者及び漁業を営む者の妨げとなる行為をしてはならない。
- 3 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。
- 4 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 9 条 漁場監視員は漁場監視員証を携行し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

2 漁場監視員は、この規則の励行について必要な指示を行うことができる。

(違反者に対する措置)

第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第 11 条 この規則のうち、遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

附則

この規則は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。